

死亡野鳥の個体回収マニュアル

平成 29 年 10 月 27 日
令和 5 年 10 月 4 日一部改正
中山間振興・交通部鳥獣対策課

1 作業の流れ

- ①回収依頼等が発生 → ②回収依頼等を受けた機関は携行品を準備 →
③現場で死亡個体回収、消毒等 → ④家畜保健衛生所へ搬入 → 終了

2 携行品の調達

- (1) 回収を行う機関で用意する物品

死亡野鳥等調査個票（様式 1 - B）、回収用ビニール袋（3 枚）、ゴム手袋、マスク、消毒液、噴霧器、筆記用具、カメラ、図鑑等

※ (1) の物品のうち、噴霧器等不足する物品は、家畜保健衛生所でも調達可能
ただし、事前に相談のこと。また、別に定める出先機関（各土木事務所）にも噴霧器等を配備。

3 現場での対応

- (1) 回収時は、マスク、長靴を着用し、ゴムかビニール製の手袋を装着。防護服は必要ないが、消毒しやすい服装が望ましい。
- (2) 現場の状況や死亡個体を写真撮影し、鳥種、日時等を死亡野鳥等調査個票に記録。
・写真は、周辺の環境や複数羽の場合は配置状況も撮影
・後日、場所を特定できるよう留意すること。
- (3) 死亡個体の回収
・ビニール袋を裏返した状態でつかみ取る。
・もう 1 枚のビニール袋を用いて 2 重にして口を縛る。
・複数の死亡個体をまとめて入れてもよい。
- (4) (3) のビニール袋を噴霧器で消毒し、更にもう 1 枚のビニール袋に入れて密閉。
- (5) 回収地点から半径 1 m 程度の範囲、長靴、車のタイヤ等を消毒。
- (6) 死亡野鳥等調査個票（様式 1 - B）に所要事項を記入。
・緯度経度が不明な場合は、地図を添付する。
- (7) 日没後は、周囲の状況が確認できないためウイルスを拡散させるおそれがあることから、原則回収せず、翌日回収すること。

4 家畜保健衛生所への搬入

- (1) 回収した死亡個体、死亡野鳥等調査個票等を家畜保健衛生所へ搬入。
・死亡野鳥等調査個票の電子データと写真は、鳥獣対策課に別途提出すること。
- (2) 使用したマスク・手袋を処分。（家畜保健衛生所等で処分する。）
- (3) 家畜保健衛生所等で噴霧器等を調達した場合は、当該機関に返却。

作業終了